

南宮町 126 番 中学校

□ 計画地周辺のまちなみ

本計画地及びその周辺には、昭和初期まで農地が広がっていたが、戦後の土地区画整理事業及び江尻川の整備で現在の街区が形成された。昭和20年代には戸建て住宅が建ち並ぶようになり、徐々に市街化が進み、やがて戸建て住宅と企業の社宅や研修所が混在する地区となった。昭和26年、精道中学校が浜町（現宮川小学校敷地）から本計画地に移転した。

震災以降、近年の経済情勢等により社宅などの企業の所有地が売却され、間口の比較的小さな宅地に分割されるミニ開発や、分譲共同住宅への建て替えが進んでいるが、海に近い開放性のある住宅地の雰囲気が残る地区である。

震災以降の宅地利用の変化により住宅形式の混在がみられるものの、大東町との町境の都市計画緑地である江尻川緑道（幅員約10m）には、高さ10m程の高木が並んでおり、共同住宅等に整備された植栽帯と共に、地区内で一定の緑の連続性を創出している。この緑のつながりが、計画地周辺の景観資源となっている。

<計画地の基本条件>

計画地は、第一種中高層住居専用地域、第二種高度地区に指定されており、建築物の高さの最高限度は15mに規制されている。

計画地は、ほぼ一つの街区を占めており、4方向が道路（市道）と接道している（ただし、街区の南西角には共同住宅の敷地がある）。北側で幅員約6.5m（市道319号線）、西側で幅員約6.5m（市道121号線）、南側で幅員約7.5m（市道314号線）、東側で幅員約7m（市道111号線）の市道にそれぞれ接している。全ての道路は一方通行である。なお、現在の精道中学校の正門は北側道路に面しており、そこにある桜の木が多くの卒業生にとって学校の記憶となっている。

計画地の北側及び西側には、戸建て住宅や低層の共同住宅及び店舗が建ち並んでいる。また、南側には大規模な共同住宅（5階建て）がある。共同住宅の建築に伴い道路沿道に植栽帯が整備され、計画地側の生垣と共に一定の緑の連続性が確保されている。東側には、江尻川緑道を挟んで5階建ての共同住宅が並んでいる。

□ 周辺および地域のコンテクストに基づき配慮すること

- * 計画地内の既存の樹木はできるだけ残すように努めること。特に、桜のある風景を残す、若しくは再現すること。また、新たな植栽については、落葉樹も含め様々な樹種を織り交ぜて、四季の変化や時間の流れを感じるものとし、人工的ではなくこの場所にあった自然に育つものを選定すること。
- * フェンスや防球・防砂ネットなど、周辺からの突出により通り景観に対し大きな影響を与える工作物については、歩行者及び周辺住民への圧迫感等の影響を最小限にするために、色彩及び素材等で工夫すること。また、生垣などの植栽と合わせて通り景観を形成するように計画すること。
- * 校舎の東面については、長大な面となるため壁面を分節するようデザインを工夫すること。ただし、規則性のあることによって単調になるのではなく、教室側からの見通しも合わせて「遊び」のある立面とすることが望ましい。
- * 通学する生徒が見る風景や学校での生活時間における環境が豊かなものとなるよう、正門の位置関係や、

通学路から校門に入り校舎の玄関に至るアプローチのシーケンスをよく検討し、わかりやすく、明るく、居心地のよい空間となるようデザインとすること。特に、北側の玄関周辺のしつらえについては、学校の顔となるよう、植栽帯に厚みを持たせ、樹木の配置と段差の構成を検討することでアプローチ空間を立体的にし、奥行きを感じさせるなどの工夫を行うこと。

- * 入学から卒業まで、10代の多感な三年間を過ごす施設であることを考慮し、外部及び内部空間の両方に、生徒たちの記憶に残るような場所を作り出すこと。